

ASBJ、改正移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」を公表

ポイント解説 | 有限責任 あずさ監査法人

企業会計基準委員会（ASBJ）は2025年3月11日に、組合等への出資に係る会計処理及び開示に関して、改正移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「本改正実務指針」という）を公表しました。

本改正実務指針では、組合等への出資を行う企業の会計処理及び開示の規定の改正が行われています。いわゆる「総額法」、「折衷法」を採用している場合の会計処理、及び組合等が連結子会社に該当する場合の連結上の取扱いについての改正は行われていません。

2024年9月に公表された公開草案から、組合等の構成資産に含まれる出資者の子会社株式及び関連会社株式は時価評価の対象とはならない旨の明確化が行われました。また、ファンド・オブ・ファンズのように組合等が別の組合等に出資している場合の考え方も結論の背景に追加的に示されました。

ポイント

- 本改正実務指針により、以下の要件を満たす組合等への出資は、当該組合等の構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式（出資者の子会社株式及び関連会社株式を除く）を時価評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とすることが認められます。時価評価を行う場合、評価差額の持分相当額は純資産の部に計上します。
 - 組合等の運営者は出資された財産の運用を業としている者であること
 - 組合等の決算において、組合等の構成資産である市場価格のない株式について時価をもって評価していること
- 上記の会計処理を適用するかどうかは企業の方針に基づき、各組合等への出資時に決定し、出資後に取りやめることはできません。
- 上記の取扱いの対象とした市場価格のない株式については、時価のある有価証券の減損処理に関する定めに従った減損処理を行います。
- 会計処理に対応した追加の注記が求められています。
- 適用時期は、2026年4月1日以後開始する年度の期首からとし、2025年4月1日以後開始する年度の期首からの早期適用が認められます。また、適用初年度の経過措置が設けられています。

1. 改正の経緯

現行の移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」第132項のもとでは、企業が投資する組合等の構成資産が金融商品である場合、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従った構成資産の評価額を基礎として組合等への出資の会計処理を行います。したがって、組合等の構成資産が市場価格のない株式である場合は、当該株式は取得原価で評価され、それを基礎として組合等の出資の会計処理が行われることになります。

改正の背景として、近年、非上場株式を組み入れたベンチャーキャピタルファンド（以下「VCファンド」という）等が増加していることがあります。VCファンド等に組み入れられた非上場株式を時価評価することによって、財務諸表の透明性が向上し、投資家に対して有用な情報が提供されることになり、その結果VCファンド等へより多くの成長資金が供給されることが期待されるため、速やかに会計基準を改正すべきとの要望が聞かれました。こうした状況を受けて、組合等の出資持分に係る会計上の取扱いの検討が行われ、本改正実務指針が公表されました（本改正実務指針第308-2項）。

なお、本改正実務指針の公開草案に対するコメントとして、組合等への出資の会計処理に関して、いわゆる「総額法」、「折衷法」を採用している場合（「金融商品会計に関する実務指針」第308項）の会計処理、及び組合等が連結子会社に該当する場合の連結上の取扱いを明確化することを求める意見も見られましたが、できるだけ速やかな基準開発が期待されていること等から、これらについては特段の対応は行わないこととされました。

2. 本改正実務指針に基づく会計処理及び開示

(1) 組合等の構成資産の時価評価及びその要件

本改正実務指針では、以下の要件を満たす組合等への出資については、その構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式（出資者の子会社株式及び関連会社株式を除く）を時価評価し、当該組合等への出資者の会計処理の基礎とすることが認められます（本改正実務指針第132-2項）。本改正実務指針の対象とする組合等をVCファンドとして直接的に定義することも検討されましたが、VCファンドと他の組合等を明確に区分することは困難と考えられたことから見送られ、代わりに以下の要件(i)(ii)が設けられました。これらの要件により、市場価格のない株式の時価の信頼性を担保することが意図されています（本改正実務指針第308-3項）。

- (i) 組合等の運営者は出資された財産の運用を業としている者であること
- (ii) 組合等の決算において、組合等の構成資産である市場価格のない株式について時価をもって評価していること

要件(i)における、「組合等の運営者」とは、我が国におけるVCファンドの多くで用いられている投資事業有限責任組合の形態においては、無限責任組合員が該当すると考えられます。また、他の法形態に基づく組合等については、投資事業有限責任組合における無限責任組合員と類似の業務を執行する者が該当すると考えられています（本改正実務指針第308-3項）。

要件(ii)は、市場価格のない株式の時価評価に関する体制の整備状況に関して監査人、財務諸表作成者及び財務諸表利用者から示された懸念に対し、組合等の決算において時価評価している場合には、懸念を一定程度緩和できるとして設けられた要件です。「時価をもって評価している」場合とは、組合等が適用している会計基準により市場価格のない株式について時価評価が求められている場合のほか、市場価格のない株式について時価

評価する会計方針を採用している場合が含まれると考えられるとされています。また、時価評価の方法としては、企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」に基づく時価で評価する場合のほか、IFRS第13号「公正価値測定」又は米国財務会計基準Topic820「公正価値測定」に基づいた公正価値で測定する場合も含まれると考えられるとされています（本改正実務指針第308-3項）。

時価評価を行う場合、評価差額の持分相当額は純資産の部に計上します（本改正実務指針第132-2項）。

（2）構成資産の時価評価を行う組合等の選択

(1)の定めを適用するかどうかは組合等の単位で選択することができます。企業は、市場価格のない株式を時価評価する組合等の選択に係る方針を定め、出資時に当該方針に基づき時価評価するかどうかを決定します。出資後に当該決定を取りやめることはできないとされています（本改正実務指針第132-3項）。

時価評価すると決定した組合等については、原則として、構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式を時価評価することとなります。ただし、企業が直接出資する組合等について時価評価することを選択しており、かつ、ファンド・オブ・ファンズのように組合等が別の組合等に出資している場合、企業は組合等が出資する別の組合等ごとに本改正実務指針の適用要件（上記(1)の(i)及び(ii)）を満たすか判定を行い、要件を満たした別の組合等についてのみ、その構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式（出資者の子会社株式及び関連会社株式を除く）を時価評価し、その組合等への出資者の会計処理の基礎とすることになると考えられるとされています（本改正実務指針第308-5項）。

（3）減損処理

市場価格のない株式を時価評価すると決定した組合等の構成資産である市場価格のない株式（出資者の子会社株式及び関連会社株式を除く）には、市場価格のない株式等の減損処理に関する定め（本改正実務指針第92項）ではなく、時価のある有価証券の減損処理に関する定め（本改正実務指針第91項）に従った減損処理を行うこととされています（本改正実務指針第132-4項）。すなわち、時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該時価を貸借対照表価額とし、評価差額を損失として処理します。

（4）開示

貸借対照表に組合等への出資の持分相当額を純額で計上している場合には、時価注記を行っていない旨、及び当該出資の貸借対照表計上額の合計額の注記が要求されています（企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-16項）、組合等の構成資産である市場価格のない株式を時価評価する場合、この注記に併せて以下の事項を注記することが求められます。なお、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表での記載を省略することが認められます（本改正実務指針第132-5項）。

- 組合等の構成資産である市場価格のない株式（出資者の子会社株式及び関連会社株式を除く）を時価評価している旨
- 市場価格のない株式を時価評価する組合等の選択に関する方針
- 市場価格のない株式を時価評価している組合等への出資の貸借対照表計上額の合計額

3. 適用時期及び経過措置

本改正実務指針は、2026年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用されます。また、2025年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首からの早期適用が認められます（本改正実務指針第195-20項）。

本改正実務指針のもとでは、組合等への出資時に、企業が定めた方針に従って組合等の構成資産に含まれる市場価格のない株式を時価評価するかどうかを決定しますが、適用初年度の期首時点において既に出資している組合等の取扱いについて、経過措置が設けられています。具体的には、適用初年度の期首時点において企業が定めた方針に基づいて市場価格のない株式を時価評価する組合等を決定し、次の会計処理を行うことされています（本改正実務指針第205-2項）。

- (1) 適用初年度の期首時点で、市場価格のない株式を時価評価すると決定した組合等の構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式（出資者の子会社株式及び関連会社株式を除く）を時価評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とする。時価評価により生じる評価差額の持分相当額は、適用初年度の期首のその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等に計上する。
- (2) 適用初年度の期首時点で、市場価格のない株式を時価評価すると決定した組合等の構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式（出資者の子会社株式及び関連会社株式を除く）について、時価のある有価証券の減損処理に関する定めに従って、減損処理を行い、組合等への出資の会計処理の基礎とする。減損処理による損失の持分相当額は、適用初年度の期首の利益剰余金に計上する。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点およびそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2025 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト © IFRS Foundation すべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人は IFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会と IFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません。（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶發的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「ISSB™」は商標です。「IFRS®」、「ASB®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「IAS®」および「SIC®」は IFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および（または）登録されている国について詳しくは IFRS財団にお問い合わせください。